

三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条の2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第16条の2 省略 (配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条の3 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>以下省略</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>第2条の2～第8条 省略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>第2条の2～第8条 省略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第20条 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第20条 省略 (配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第20条の2 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>以下省略</p>